

第 98 回入札監理小委員会 議事録

内閣府官民競争入札等監理委員会

第 98 回入札監理小委員会 議事次第

日 時：平成 21 年 7 月 28 日（火）17:54～19:30

場 所：永田町合同庁舎 1 階 第 1 共用会議室

1. 実施要項（案）の審議

- 国営滝野すずらん丘陵公園の運営維持管理業務
- 国営東京臨海広域防災公園の運営維持管理業務
- 経済産業研修所の管理・運営業務

2. その他

<出席者>

（委員）

小林副主査、逢見副主査、井熊専門委員、高崎専門委員

（国土交通省）

都市・地域整備局公園緑地・景観課 小林課長、藤吉公園緑地事業調整官、辻本補佐、
北海道開発局事業振興部都市住宅課 遠藤都市事業管理官、札幌開発建設部 後藤次
長、国営滝野すずらん丘陵公園事務所 篠宮所長、
関東地方整備局建政部 鹿野公園調整官、国営昭和記念公園事務所 伊藤所長、松本
副所長

（経済産業省）

経済産業研修所 高橋管理課長、大臣官房秘書課 仁科人事専門職

（事務局）

佐久間事務局長、上野参事官、山西参事官

○小林副主査 それでは、ただいまから「第98回入札監理小委員会」を開催いたします。

本日は「国営滝野すずらん丘陵公園の運営維持管理業務」、「国営東京臨海広域防災公園の運営維持管理業務」、「経済産業研修所の管理・運営業務」の実施要項（案）について審議を行います。

初めに「国営滝野すずらん丘陵公園の運営維持管理業務」の実施要項（案）の審議を行います。

本日は国土交通省都市・地域整備局公園緑地・景観課、小林課長に御出席いただいておりますので、事前検討会での議論を踏まえた実施要項（案）の内容等について御説明をいただきたいと思っております。

なお、説明は5分程度でお願いいたします。よろしくお願いいたします。

○小林課長 国土交通省の公園緑地・景観課長の小林でございます。前回、かなり具体的な御指摘もいただきましたものですから、それを踏まえまして要項を個別に修正させていただきましたので、担当の方から御説明をさせていただきたいと思っております。

○辻本課長補佐 それでは、御説明をさせていただきます。前回の御指摘があった点につきまして、修正点を、実施要項の修正版のページが若い順といたしますか、前の方から順番に御説明したいと思います。

まず、実施要項のページの5ページをお開きください。

1点目が「業務の対象と業務内容」の箇所につきまして、収益施設の運営業務と自主事業の運営業務につきまして発注者の意図が明確でないという御指摘がございました。加えて、そういった公園の施設のいわゆる委託費で行う業務と収益施設、自主事業につきましては経理についてもきちんと帳簿を分けて整理すべきではないかという具体の御指摘をいただいたところでございます。

本日、それを文面として修正してきているのが5ページの2段落目でございます。

「このうち、レストラン等、公園利用者のサービス向上に資する収益施設については」ということで、独立採算で運営維持管理を行うということ、ただ、それが重きを占めるといいますか、民間事業者が行うことについては委託費による公園の運営維持管理と両輪を成すような事業として、互いに相乗効果を発揮して、何より利用者にとって利便性が高く、魅力のある公園管理がされるような事業者の方の創意工夫を期待していますという趣旨を伝えようということを考えました。

「さらに」ということで、公園管理者の許可を受けた上で各種イベントを開催するなど、利便性や魅力を高めるような自主事業についても独立採算で効果的に行われるということも期待しておりますということを、こういった一番出だしのそもそもの基本的な考え方というところで明記をしたというところでございます。

その次の段落に行きまして、「なお、会計上の注意として」ということで民間事業者は委託費を自主事業及び収益施設運営業務の赤字補填に用いてはならないということの明記ですとか、委託費で行う事業と自主事業や収益施設の経理状況に関する帳簿類は分けて整

理をして、年度終了ごとに帳簿類を提出していただくということで明記をしたということが修正点の1点目でございます。

続きまして、実施要項の8ページにお進みください。

「包括的な質の設定」のところでございます。前回、利用者の満足度についてというのがこの表の中に、表の上から2つ目でございますけれども、ここが委託業務の範囲を超えて公園全体について満足度を聞いていたということがありまして、満足度の水準については委託業務の範囲内に達成できる内容とすべきだと。そこがイコールになっていないという御指摘がありましたので、公園の「運営」に関する利用者の「非常に満足」の回答比率というように、「運営」という言葉を付けて明確にしているというのが修正点でございます。

併せて、別紙になりますが、※印の4番に書いていますが、別紙のアンケート調査票についても施設の満足度と運営上の満足度というところに分けて設定をしましたので、Q15-2と枝番を付けまして、アンケート調査票の方もそれに対応した形で修正をしたというのが修正点の2点目でございます。

続きまして、14ページにお進みください。

「委託費の支払い方法」についてという点でも御指摘がございまして、質の設定が達成できなかった場合に委託費を減額するのかどうかを明記した方がよいという御指摘がございました。

これにつきましては、1行目から包括的な質の設定については確保に努めるということで、努力義務がありますということを明記しまして、一方、個別業務の質の設定につきましても最低水準を確保しなければならないという旨の記載を行ったところでございます。

また、民間事業者の管理の責任に拠らないような事由、天候とかそういった天災的なもの、地震なども含めて、そういったもので個別業務の質の最低水準が未達成の場合には、委託費の減額は行いませんと。

個別業務の質の設定については最低水準を確保していただきたいのですが、そういった民間事業者の責に拠らないような場合には委託費の減額は行わないということの考え方を明記したというのが修正点でございます。

続きまして、実施要項の16ページをお願いいたします。

リスクの考え方、責任分担のところのちょうど真ん中辺りですが、「施設・物品等の補修」というところで、前回、1件当たり100万円を超えない場合を民間事業者の責とするということだけでしたが、それだとリスクの定量化ができないという御指摘がありましたので、かつ年間補修費用をこれまでの年間実績を踏まえまして、1,900万円を超えない場合ということで明記をしたということで、応札者の方がリスクをきちんと定量的に把握できるような処理を行ったというのが修正点でございます。

続きまして、20ページに進めさせていただきます。

入札参加資格、「企業の業務実績等に関する要件」のところでございますが、ここは前

回、もう少しスペースを割いて同種の業務と類似の業務に分けて入札参加資格を区別して書いておりましたが、最低限の資格を示すだけでいいのではないかと。要するに類似と同種と書き分けて書くことで混乱を招くのではないかという御指摘がありましたので、シンプルに最低限の要件になる類似施設についてだけ残したということで、同種業務は削除したという対応を行っているところでございます。

以上が主な修正点でございますけれども、最後に 32 ページをお開きください。

32 ページにこの事業者決定に当たっての評価方法が書いているページがございまして、2) が「総合評価の方法」ということでして、この入札契約手続きにつきましては総合評価方式の加算方式を想定しているという案になっておりますけれども、この件につきましては、現在、まだ財務省の方と協議が継続中でございます。御理解をよろしくお願いいたします。

前回からの修正点につきましては以上でございます。御審議をよろしくお願いいたします。

○小林副主査 ありがとうございます。それでは、ただいまの御説明につきまして御質問、御意見をお願いいたします。

○逢見副主査 副主査、よろしいでしょうか。

○小林副主査 はい。

○逢見副主査 前回の指摘も踏まえてかなり修正されておりました、大分クリアになってきているのではないかと思います。ただ、実施要項の 5 ページの真ん中辺りに「民間事業者は、委託費を自主事業及び収益施設運営業務の赤字補填に用いてはならない」とあります。これは、こういうことだと思います。

そのために経理区分がわかるように帳簿は別にしてはどうかということを、前回、指摘したのですが、ここでは帳簿の提出を求めているのですが、委託費を払っていない収益事業について果たしてその帳簿の提出まで全部求める必要があるのかということもあって、そこがちょっと民間事業者から見ると非常に細かく監督されそうな、委託費ももらっていないのに監督されるというイメージがあって、ここは帳簿提出ではなくても、決算書類の提出は必要かなと思いますが、それでもし何か疑義があれば帳簿の閲覧を求めることができるか、そのくらいでいいような感じはするのですが、その帳簿の提出にこだわらなければいけないのでしょうか。

○小林課長 収益事業は前回も御説明しましたとおり、都市公園法上の管理許可ということで公園管理者以外の民間事業者が公園施設を管理していただくという整理なので、その許可条件の中でどういうものを付するのが妥当かということだろうと思っております、必ずしも、帳簿がないとどうしてもチェックできないということではないと思っております、御指摘のような線でもう少し詳細な表現を考えさせていただきたいと思っております。

○逢見副主査 では、検討してください。

○小林副主査 その際に、いろんな収益施設があるではありませんか。

○小林課長 はい。

○小林副主査 それで必須施設でしたか。

○小林課長 はい。必須施設。

○小林副主査 必須施設と裁量施設があって、そういうところの会計的にはセグメント情報といえますか、そういうものまで必要なこの要件を満たすために、その委託費を補填してはいけないというところを満たすために、そこまで必要なのか、それとも、全部、トータルでというか、大体、細かい詳細なセグメント情報は要らなくて、大体どんなふうな運営状況であるかということがわかればいいのか、その辺はどうでしょうか。

必須施設はやはり欲しいとか、そういうことはあるのでしょうか。

○辻本課長補佐 必須施設はこちらが想定している開園の営業時間をすべて満たしていたきたいので必須と言っているだけです。帳簿ですとか会計状況を必ず見ないといけないという気持ちがあるという意味ではございませんので、そこは同じような扱いでいきたいと考えます。

○小林副主査 では、井熊先生。

○井熊専門委員 包括的な質の扱いについてですが、包括的な質の扱いについては必ずしも減額するかどうかということではなくて、何らかの形で、アンケートなどで包括的な質に対する満足度の低下が見られた場合には、その原因を分析して何らかの改善措置を行うことは求めた方がいいのかな、という点が1つです。

あと、リスクのところでは100万円と1,900万円という数字が設定されていますが、これを見て民間の方々はどう思うかという部分があると思います。こういう数字を設定された根拠とか、このくらいなら大丈夫そうだという感触とか、そういうものがあれば教えていただければと思います。

○小林課長 まず、包括的な質がきちっと実現できなかった場合の措置について分析するとか、そういう措置が要るのではないかということで、その点についてはごもっともだと思いますので、もう少し書き込んでみたいと思います。

○辻本課長補佐 1,900万円の実績は、これは平成20年度の実際に要した補修費の積み上げがございまして、その実績を1つの目安としたということでございます。

○小林課長 現在、管理を行っている者の実績をベースにということなので、ある意味、結果で言いましても、現在の管理者がそれなりの公益で管理業務を行っていただいておりますので、まずはその実績がベースだということをつくった数字でございまして。

○井熊専門委員 その点は、実績をベースにつくっているということがわかるような形で説明をされるということですか。

○小林課長 別紙の190ページ、191ページが修繕の履歴が入っておりまして、数字は直接は入っておりませんが、これを目安に丸めた数字です。

○井熊専門委員 民間の方々が高かと思わないように、わかるようにした方がいいかなと思うのですが。

○小林課長 確かにちょっと大きい数字かもしれませんね。

○井熊専門委員 そういう根拠に基づいて設定しました、ということが一言あると、安心感があるかなと。

○小林課長 そこは少し検討させていただきます。

○小林副主査 高崎先生、どうぞ。

○高崎専門委員 今の件でいきますと、通常はその金額の多寡で決めるのではなくて、やはり施設、トラブルの質、内容といいたいまいしょうか、事故とかトラブルの内容によってこれは甲側か乙側かと。結果としてお金が幾らかかるかということに関わってくるかと思うのです。だから、その辺もちょっと考慮して検討していただければと思います。

それから、ちょっと小さい問題かもしれませんが、今は入札参加資格として類似業務を持っていていいということですが、これはコンソーシアムで出てくるグループがあったときにはどれか1社が持っているということでもよろしいのでしょうか。

○辻本課長補佐 はい。

○高崎専門委員 それでよろしいわけですね。それから、総合評価方式によって入札を行うということでもありますけれども、そのときに低入札価格調査制度とかそういうものを何か導入される予定、お考えはあるのでしょうか。

というのは、今、建設の方では結構、それが非常に問題になっていて、いろんな工夫をしておられますけれども。書いてありますか。書いてあれば申し訳ありません。

○小林課長 要項自体には書いていませんが、一般制度として国土交通省も低入札の扱いがありますので、これはちょっと確認させていただきますが、その制度が適用になると思います。

○小林課長 この入札実施要項には明記はしておりませんが、そういう制度になっていると思います。

○高崎専門委員 国民を直接、お客様とするわけですから、低価格で入札をされてサービスが落ちたのでは何もならないと思います。

○小林課長 32 ページの1) の b) のところですが、「調査基準価格を下回る場合は予決令第 86 条の調査を行うものとする」ということで、この予決令第 86 条の調査がいわゆる低価格入札制度に基づく調査ということだと思います。

○高崎専門委員 なるほど。そうですね。わかりました。それから、もう一つ、質問ですが、市場化テスト評価アドバイザー制度の役割、機能、目的をもう一回、確認しておきたいのです。

通常の建設工事の場合は例えばWTO案件であれば、評価項目を決める場合に、それからあるいはその審査をした結果を評価する場合に審議してもらおうということで、総合評価審査委員会、あるいは小委員会を設けておられますよね。

これはそれに相当するものなのでしょうか。

○辻本課長補佐 国土交通省の中でも総合評価の手続を取りますので、その際の総合評価

の手續をするための委員会は既にあります。ですので、それに更にその業務内容とか公園の運営維持管理に詳しい先生方を中心としたこの評価アドバイザーというのも別に設けて、公園の管理のプロの先生に見ていただいて技術や内容がどうかというところを見ていただくということを考えていますので、こちらは実際に業務内容についての確認といえますか、審査を行っていただくことになろうかなと考えております。

○高崎専門委員 そうすると、この事業者の評価をこの評価アドバイザーの方が行うということですか。事業者の評価は専門家の立場から議事提案されてきたものを評価すると。

○辻本課長補佐 そうですね。

○高崎専門委員 あるいは、その評価を実行すると。

○辻本課長補佐 評価を直接、そのアドバイザーの先生方が付けてもらうのではなくて、例えば私たちがその落札者を決めるときに付ける点の案をお示しして、それに参考意見をいただくとか、その順番などはこれから詳細に詰めますけれども、そういった御意見をいただくというような関係になろうかと考えております。

○高崎専門委員 わかりました。

○逢見副主査 いいですか。

○小林副主査 はい、どうぞ。

○逢見副主査 そうすると、この30ページの書き方で、「なお」以下ですが、「評価は」とあって、「市場化テスト評価アドバイザーの評価を基に行うものとする」ということで、あと(1)、「評価項目の設定」があるわけです。

そうすると、そのアドバイザーの評価、アドバイザーはその評価項目を設定することを求めているのか、あるいはまさにその決定するための評価そのものに関わっているのかが、これだとちょっとよくわからないのです。

だから、もうちょっとわかるようにした方がいいと思います。

○小林課長 わかりやすく書いて出します。どっちつかずの書き方になっていますね。

○小林副主査 それと、その評価アドバイザーはその前のページのヒアリングには関わらないのでしょうか。ヒアリングは別途という意味ですか。

○辻本課長補佐 現時点ではそのように考えておりますが、その関係につきましてもちょっと整理をして明記をしていきたいと考えております。

○小林副主査 先ほどの1,900万円の話ですが、この修繕履歴が時系列にはなっていますが、後ろの方は「2009年9月20日」とか、わけのわからないのが何かちょっと出てきたりしています。これは履歴として出てきているということだと思いますが、これは工夫できない、つまり日常の管理運営業務上、こういう修繕が必要な部分がこういう箇所、こういう施設、こういうところにこのぐらい生じていますというようなことがわかった方が新規参入してくる人たちには便利ではないかと思うし、それがやはりこのぐらいの規模のところを管理・運営するためにはそのぐらいのコストがかかるのだということがわかるのではないかと思うのです。

だから、それはデータとして整理可能なのでしょうか。つまり、ここのこれは修繕履歴で全部修繕です。交換とかいろいろありますけど、これを全部トータルで丸ごとこのすずらん公園のものが時系列で出ているわけでしょう。

そうではなくて、例えば日常業務、日常管理、管理・運営している上で、例えば階段が何かしてしまったり、看板が壊れてしまったり、そういうことが発生するわけで、それはその管理・運営の中に含めて考えなければいけない、それは民間事業者の責任の範囲内、管理運営業務の中に含まれてくるのだということがわかりやすく、その説明をできるようにはできないかということなのです。

つまり、あるエリア的にこういう施設の管理のときにはこんなことが生じて、それにコストがこのぐらいかかっているというようなデータの整理はできないでしょうかということなのです。

○小林課長 ここに書いてあるのは、基本的に受託者に今後対応していただくことで考えているものなのです。点検、交換、修繕という区分は作業区分を書いています。これがそれぞれ個別に幾らかかったかというのがあった方がいいという御趣旨でしょうか。

○小林副主査 個別にまでは要らないと思いますが、例えばエリアごとがいいのか、施設ごとがいいのかわかりませんが、大体、どのぐらいかかっている、どんな項目にどれぐらいかかっているということができればわかりやすいのではないかとということなのです。

○小林課長 例えばこれを種類別に整理するとか。

○小林副主査 新規参入してくる人たちは大体どの施設に日常的にどんな修繕のようなものが発生するのか、それを想定できないと思いますし。

○小林課長 逆になるべく生のデータを提供するという事で、実績値データに近いデータをディスクロージャーしようということもあったものですから、勿論、これをこう取りまとめてしまって、何とか関連でこのぐらいという出し方もなくはないとは思いますが、一見、ぱっと見は煩雑ですが、むしろ逆に読み込んでいただく手間はあるものの、生のデータを出すというのも1つの考え方かなという気もする部分があります。

これをもう一回、分析して、どのくらいまとめられるかという御指摘でしょうか。

○小林副主査 だから、私の意図は、これは今までやっている人たちにはすごくわかりやすいと思うのですが、新規参入してくる人たちにとってはどういうところにどんなコストがかかるのかということがすぐわかるようにしてもらった方がいいのではないかとということなのです。

だから、勿論、その細かいデータにはさかのぼれるとしても、大体、その目安としてこんなコストがかかっているということが、こういう修理が累積してくるとこうなるというようなことがわかれば、新規参入者にとっては非常にわかりやすい情報といいますか、非常に情報の壁がなくなるのではないかとということなのです。

○井熊専門委員 こういうものはエクセルのデータで渡せばいいではありませんか。そうすれば向こうで勝手にセグメントしてくれるので。あと、これはもっと前のデータを付

けるおつもりはないのでしょうか。

○小林課長 これはもう少しさかのぼれるのですか。

○篠宮所長 あるとは思いますが、ちょっと確認をしてみます。

○井熊専門委員 毎年、塗装をやっているわけではありませんし。

○小林課長 今まではずっとこれまで随意契約でやっていたのを全部データ化して、今回、いかに「見える化」をしていくかということで相当作業をさせましたので、これはもともとあったものというよりは、かなりさかのぼってつくった部分もありますので、今、直ちに手持ちのものはありませんが、なるべく幅広に出せるようにはしたいと思います。

○井熊専門委員 手間の問題などがあるのかもしれませんが、多分、軽便性がありますので。

○小林課長 そうですね。

○小林副主査 ほかにいかがでしょうか。よろしいでしょうか。大丈夫ですか。それでは、よろしいでしょうか。事務局から何か確認すべきことはありますか。

○事務局 済みません。記者発表についてですが、その件について御説明をしていただきたいのですが。

○小林課長 後ほど議題になります東京臨海広域防災公園については既に7月28日で記者発表は終わっておりますけれども、北海道はちょっと遅れておまして、今週中をめどにということで、今、作業をしておりますので、そう遅くないうちに告知ができると思います。

○井熊専門委員 告知で何か質問とか問い合わせとかはあったのでしょうか。

○小林課長 新聞記事にはなったようです。

○藤吉公園緑地事業調整官 東京の方です。

○小林課長 東京の方で、一部、業界紙で記事にはなったようです。

○井熊専門委員 事業者の方から何か問い合わせとかは。

○小林課長 まだないようです。

○井熊専門委員 ないですか。

○小林課長 ちょっとこれから詰めることもありますので、一義的には、具体的な対応は公告を受けてということで始まるということだろうとは思っています。

○事務局 ありがとうございます。

○小林副主査 それでは、本実施要項（案）につきましては次回の審議で議了する方向で調整を進めたいと思いますので、国土交通省におかれましては本日の審議や今後実施していただく予定の実施要項（案）に対する意見募集の結果を踏まえて、引き続き御検討をいただくようお願いいたします。

また、委員の先生方におかれましては、本日、質問できなかつた事項や確認したい事項がありましたら、事務局にお寄せください。事務局において整理をしていただいた上で各委員にその結果を送付していただきます。

それでは、本日はありがとうございました。

(国土交通省担当者入替え)

○小林副主査 それでは、引き続きまして、「国営東京臨海広域防災公園の運営維持管理業務」の実施要項（案）の審議を行います。引き続き、事前検討会での議論を踏まえた実施要項（案）の内容等について御説明いただきたいと思います。

なお、説明は5分程度でお願いいたします。

○辻本課長補佐 それでは、国営東京臨海広域防災公園の方の実施要項の方をお開きください。まず、5ページをお願いいたします。

対象業務の中で、前回、5ページの2)、「運営維持管理業務」の中の④番でございます。ここが前は「緊急災害現地対策本部設置時の利用転換業務」というかなり仰々しいタイトルが付いておりました、それを正しく理解を伝えようということで、「発災時利用者避難誘導業務」ということで変更しているというところでございます。

また、業務内容につきましても、前回、記載がここにありませんでしたので、民間事業者の方にわかりやすいように記載すべきという御指摘がありましたので、その下に書いていますとおり、大規模災害等発生により国が本部棟に対策本部を設置する場合に入園者の方を園外の広域避難場所に避難誘導することによって、対策本部の活動が円滑に実施されること。

避難誘導とともにその備品、展示装置の物の移動も行って、対策本部が円滑に実施される準備をするというところの人の誘導と備品等の移動という2点をわかりやすく整理をしたという点が1点目の変更点でございます。

2点目が6ページ、次のページをお開きください。

これも先ほどの滝野と同様の御指摘への対応でございます。「利用満足度の向上」のところの「包括的な質の設定」に関して、達成すべき質の設定について体験学習施設そのものの満足度を聞くのは受託者の業務範囲から逸脱しているのではないかと御指摘がありましたので、体験学習施設のサービスに関する満足という点を修正しているというところでございます。

アンケート調査票の方も同じく「体験学習施設での受付案内等のサービス面には満足されましたか」というような言い方に訂正をしたというところが、変更点でございます。

続きまして、同じ6ページでございますが、この中で「行催事の実施回数」のところの右のその表の中の表に「市民協働活動」と「近隣施設との連携活動」ということにつきましてその定義が明確ではなくて、少しわかりにくいという御指摘がありました。

それと行催事の実施については回数のみを要求水準としていますが、その利用者満足度の調査も行って、行催事の質の確保を図るべきではないかという御指摘がございました。

まず、1点目に「市民協働活動」や「近隣施設との連携活動」につきましては、その下の※印のところの※2番で行催事をやや詳しく学習プログラム、体験プログラム、講習会、展示会、防災訓練等をいうというふうに定義をしまして、※5で市民協働活動とは公

園の機能や公園の運営維持管理方針に即して地域を限定せずに防災に関わる各種団体と、ボランティア等と連携して実施する行催事、または自前で解説のボランティア等を立ち上げて育成して実施する行催事をいうというふうに、やや詳しく明記をしたところでございます。

次のページにわたりまして、近隣施設との連携活動につきましても同じように東京都内の防災関連部局（消防、警察、インフラ企業等）や近隣の学習施設等、公共施設（区役所、病院等）と連携して実施する行催事をいうということで、実際に行う行催事をまとめて定義をした上でそれぞれの協働する相手方を明確にした。これが1点目の改善点でございます。

それと「満足度の設定」につきましては、6ページの表の「利用満足度の向上」の2ポツ目でございます。「自主事業及び委託費を充当する行催事」に関する「満足」の回答比率というのも設定をしまして、利用者満足度の調査を行催事に関しても行うと。それで履行期間の平均で30%以上というところを設定をした。これが新しく入った点でございます。

9ページをお開きください。

ちょっと滝野と同じ内容になってしまいますが、9ページの「委託費の支払い方法」というところでございます。

これにつきましても滝野と同じく質の設定が達成できない場合の減額措置とするのかどうかというところにつきまして滝野と同様の修正を施しております。包括的な質の設定については確保に努めるということと、個別業務の質の設定については最低水準を確保しなければならないという旨の記載と、あと民間事業者の責に抛らない事由によって個別業務の質の最低水準が満たせぬ場合には、委託費の減額は行わないというところを明記する。そういうところを修正しているというところでございます。

最後にこれも滝野と同様でございますけれども、26ページになりますが、こちらも同じく、総合評価の方式につきましては、現在、財務省の方と協議継続中でございますので、その点、またこれから引き続き協議をしていきますので御理解をいただければということでございます。

実施要項の主な修正点の説明は以上でございます。御審議、よろしくお願いたします。

○小林副主査 ありがとうございます。それでは、ただいまの御説明につきまして御意見、御質問をお願いいたします。

○井熊専門委員 よろしいですか。どうぞ。

○逢見副主査 いいですか。それでは、先にやらせていただきます。これはまだオープンしていない施設ですので、民間事業者が提案する際に、まず考えるのはその体験学習施設10万人をどうやって確保するか、あるいはそのためのコストをどのぐらい見積もるかということと、もう一つは行催事をどう実施するか。そこは企画提案力になってくると思うのです。

そのときに既存の施設がある場合にはこれまでにかけた費用を見た上で、それを幾ら

にするか設定しますが、ここはそういうこれまでの費用が出てこないの、そうすると何かそういう参考にすべきものが、データがないのかどうか。

そこはどうでしょうか。体験施設を類似の施設があるならそこでどのぐらいの費用がかかっているかとか、そういう形で考えるのか。あるいは事前に施設を見てもらうとか、そういうことをやるのでしょうか。

どういう情報開示があるのかどうか。そこなのですが。

○小林課長 勿論、現地は当然見ていただかなければいけないと思っていますから、そういう機会をつくることになると思いますし、関係の図面であるとかそういうものも資料として提供することになるかと思いますが、何分、おっしゃったとおり、入場実績ということにはならないので、そこはその実態を見ていただいて、図面なり何なりからどう評価をしていただくかということにはなるかとは思っています。

それと類似施設はなかなか、国が設置するする施設はこれが初めてでありまして、唯一あるとすれば阪神・淡路大震災のときの兵庫県の事例があるということですのでけれども、今回、国が設置するものは初めてでございますので、余りこれはというデータを提供できる状況ではございません。

○逢見副主査 そうすると、その設計図を見せる、あるいは事前に施設を見てもらうというのは、これは入札説明会か何かでそういうことを説明する形になるのでしょうか。

○小林課長 はい。そのスケジュールをどうするかというのは、これからちょっと詰めることになると思います。

○逢見副主査 何かの形でアナウンスをしておいた方がいいですね。

○小林課長 そうですね。勿論、管理していただく者もさることながら、国として施設自体を新しくオープンするわけなので、そのピーアールという意味でも広く情報を流していかなければいけないと思っておりますので、そういう全体のオープンまでのプロセスとして検討をさせていただきたいと思えます。

○小林副主査 今ので関連して言うと、施設の管理運営というか、その部分のコストの見積もりはある一定程度、情報があれば見積もることはできるかもしれないと思えますけれども、その行催事に関連するコストは少し説明していただきましたが、そのやり方などもやはりここに書いてあるようなものは何かいろんなやり方がありそうに思うのです。

そうすると、やり方によってはコストがすごくかかってしまう場合もあるでしょうし、そのところのコストの見積もりを間違ってしまうというか、適切に見積もれないと、やはり価格のところでは振り落とされてしまうことになってしまうので、この行催事に関するコストは何かのベンチマークがあるとこれを算定する業者にとっては、大体、そのぐらいでやればいいのかということがわかるのかなと思うのですが、その辺はないのでしょうか。

○小林課長 むしろ、どちらかという于行催事は民の方にノウハウがある分野かなと思っております、そこは自由度を持って提案をいただいたものをこちらで評価をさせていただくと。

そこに関するコストの見積もりについては、当然、入場者数という形で結果が出るわけですから、そのリスクも含めて事業者の方で勘案をして応札をしていただくということになるのかなとは思っております。

○小林副主査 その点については、例えばコストと効果を見て相対的に総合的に評価をするというニュアンス、意向だということでしょうか。だから安ければ安いほどいいわけではなくて、これを満たしたものを低コストでやればやるほどいいというわけではなくて、その効果の部分も何らか評価をしながら見るということですね。

そのメッセージはどこに出ているのでしょうか。

○小林課長 25 ページが評価項目になっています。その中で例えば「多様な利用プログラムの提供」、あるいは 11、12 もそうです。行催事関係です。10、11、12 辺りが行催事関係の評価なので、こういう基準で具体的に提案があったものを効果も含めて評価をさせていただくということになるのだらうと思います。

○小林副主査 どうぞ。

○逢見副主査 これは入札のときの評価ですけど、やはり実際に行催事をやって、その学習プログラムなり講習会なりを受けた人のアンケートというか、そういうものがやはり必要なのではないかと思うのですが、それは入っていましたか。

○小林課長 それは 6 ページの「利用満足度」のところで、自主事業及び委託費を充当する行催事に関する満足の回答比率ということで、事後的にフォローアップをしていただいて、その結果を見るということで、当然、やる以上はこういうものを目指してやっていたということになっています。

※印の 3 番ですが、別紙に付けてありますアンケート調査票でフォローアップをすることにしてあります。別紙でいいますと、50 ページ。

○逢見副主査 50 ページの。

○小林課長 これは例で書いてありますが、例えば 12-3 のようなところは防災性や、仮ですが、こういうものがあつたとしたらどうですかということフォローしています。

○逢見副主査 なるほど。何か講習というか、行催事参加者向けのアンケートがあつてもいいような感じがしますが、これは公園入園者の、利用者の一般的なアンケートでしょう。

○小林課長 それは分けた方がよいかもかもしれませんね。

○辻本課長補佐 でも、こういうふう併せてアンケートを。

○小林課長 逆に言えば、このアンケートは行催事に参加した人は必ず書いてもらうとか、そういうやり方だと思います。そこは運用の中でいろいろ工夫してみます。

○逢見副主査 はい。

○小林副主査 はい、どうぞ。

○井熊専門委員 済みません。細かい点ですが、5 ページの④の記述は書いていただいたのですが、何となく文が、私の国語力が悪いのかわかりませんが、何かちょっと主語と

かがわかりにくいと思うのです。

それで結局、この人は何をやるのかとうがって読んでしまうと、結局、備品を移動すればいいのかなというふうにも読めてしまったりして、もう少し文を分けてもいいですから、主語がわかるように書いた方がいいのではないかという点が1つです。

あと、今、逢見先生の方からも質問をいただきました新しい施設の入場者の目標達成は、是非、これは国土交通省さんに新しいスキームをつくっていただきたいと思えますけれども、人がつくった施設で、しかもその何人来るか为目标設定しろというのはなかなか困難な部分があります。

だから、例えばこれは1つのアイデアですけど、一番初めはこれだけの目標を掲げるのでこういうことをやります、これだけのことをやってくればいいのではないかということで目標とやるべきことを決めます。その上で、2年目からは経過を見ながらの目標を協議設定していく、という方法です。

これは1つのアイデアですけど、10万人が適切なかどうかというのはそもそもわからないので、新しい施設の目標を、発注者と受託者で協力して設定していくということでもいいのかなと思います。何か意味のある目標を立てていくというやり方を検討されるといいのではないかと思います。

それから、先ほどの公園のところでもそうなのですが、入っているのかもしれませんが、モニタリングでいうとデータの取得義務を、是非、きちんと受託者に課していただきたいなど。先ほどのものもそうですが、やはり施設をちゃんと管理していくためには、いつどういうものに幾らお金をかけてメンテしたのかということで、データを蓄積していくことは非常に重要なことなので、先ほどの公園も含めてそういうデータの蓄積義務を是非明記していただきたいと思えます。

○小林副主査 はい、どうぞ。

○高崎専門委員 何人かの委員の方々がおっしゃったことに絡みますが、いわゆる包括的な質の設定の問題で、最初ですから、確かに基準の値がなかなかつかみにくいということもよくわかります。したがって、テスト期間というか、試行期間というか、1年か2年ぐらいデータを取ってみたいとわからないという面があると思うのです。

だから、それをもとにして次のステップを考える。その質の目標設定。ただ単にその努力目標を示すだけではなくて、例えば私は民間企業にいたので、つい民間の目で見えてしまうのですが、努力をした結果が何らかのインセンティブで出てくるような仕組みが何か考えられないかと。

これはさっきの滝野すずらん丘陵公園でも同じだと思いますが、例えば年間100万人なら100万人、あるいはここで言えば10万人ですか。これをオーバーすると何らかの利益のリターンがあるとか、あるいはブランド名が上がるとか、何らかのインセンティブがその契約状況の中に入っていれば、また違った努力をしていくのではないかと。

そういう方法が考えられないかということ、是非、検討していただきたいと思えます。

それから、行催事の実施回数にしてもそうです。100 人を2回と。これだったら、ただ機械的に回数だけこなせばいいわけで、これをもっと努力をすれば、もっと人を集めるとか、人を集めたがゆえに、集めれば集めるほどいいのかというのはちょっと問題があるかもしれないですが、それだけ努力をしたことが何らかの格好でリターンがあるというののもちょっと考えてもいいのではないかと思います。

○小林課長 今の御指摘の点でございますけれども、前回も小林先生から同じような御指摘をいただきまして、いろいろ議論もさせていただいていますが、例えば成果が出たときにプラスこれだけ追加的な見返りがあるとか、なかなか現行の予算制度の中で運用しにくい部分もございまして、直ちにお金でそれを戻すという契約はなかなか難しいというのが正直なところでございます。

ただ、評価をして、しかもきちっと事業者にもモニタリングをして、それが戻って行って、プラスのスパイラルで動くような仕組みは何らかの形で必要だろうと思っておりますので、引き続き課題として検討をさせていただきたいと思っております。

○小林副主査 ほかにいかがでしょうか。それでは、事務局から何か確認すべきことはありますか。

○事務局 大丈夫です。特にございません。

○小林副主査 それでは、本実施要項（案）につきましては次回の審議で議了する方向で調整を進めたいと思っておりますので、国土交通省におかれましては本日の審議や今後実施していただく予定の意見募集の結果を踏まえて、引き続き御検討をいただきますようお願いいたします。

また、委員の先生方におかれましては、本日、質問できなかつた事項、確認したい事項がありましたら、事務局にお寄せください。事務局において整理をしていただいた上で各委員にその結果を送付していただきます。

それでは、本日はありがとうございました。

（国土交通省関係者退室、経済産業研修所関係者入室）

（井熊専門委員、高崎専門委員退室）

○小林副主査 では、続きまして、「経済産業研修所の管理・運營業務」の実施要項（案）の審議を行います。本日は経済産業研修所管理課、高橋課長に御出席いただいておりますので、事業概要や実施要項（案）の内容等について御説明をいただきたいと思っております。

なお、説明は10分程度でお願いいたします。

○高橋課長 経済産業研修所の管理課長の高橋でございます。このたびは本当に御苦労さまでございます。それでは、座って説明をさせていただきます。

お手元に「管理・運營業務における民間競争入札実施要項（案）」、当所のものがあると思っております。それを見つつ、簡単に御説明をさせていただきたいと思っております。

まず、私どもの組織について、この要項の1ページにもありますけれども、私どもは経済産業省の行政に関する事務を担当する職員等に対して必要な研修を実施しております。

震が関ではなくて、都下の東村山市にございまして、もともと昭和44年に今の旧館、別館の方が最初で立ち上がってございます。その後、施設としましては平成10年に増設的に本館の建物をつくりまして、今、メインは本館の方の建物で研修を行っているということでございます。

研修の組織としましては、1の②に書いてあるとおり、私ども、管理課はいわゆる施設の管理・運営、それから職員の人事、予算を担当するセクション、それから企画課と申しまして、研修の実施、研修の計画をやっているところ、それから括りとして原子力安全はかなり大きなウエートがあるものですから、別途、原子力安全研修室という形で一括してやるために部屋を設けてございます。

予算としましては、大体、四億強です。累次に減っております。④に書いてあるとおり、別館については昨年度から耐震の補強工事、昭和44年築の建物なものですから、耐震に問題があるということで、昨年から今年にかけて耐震の工事を進めてございます。

予算のところ平成20年度は平成19年度よりも多くなっていますが、これは本体工額の額、予算を除いたものですけれども、工事本体ではなくて、教室が別館は使えないものですから、庭にプレハブを増設しておりまして、そのために予算が若干大きくなっているという事情がございまして、予算としてはこの御時世、例年、実体予算としては縮減しているということでございます。

それから、これはお手元に配られていませんが、私どもの研修の中身です。

私どもの研修は主に3つの大きなものから成っておりまして、1つは新規職員とか年次別、あるいは課長補佐になった職員に対する年次階層別研修、これは職員に対する業務を行うに際してのマインドセットとか、あるいは服務とか、そういうものをやる。これが1つです。

それから、若手の職員を中心に財務・金融、あるいは外国語の基礎的なスキルを行う研修。それから、個別の政策分野別の研修、WTOとか基準認証とか環境とか、そういう業務に関する研修をやっております。大きく分けて3種類の研修を実施してございます。

前置きが長くなりましたけれども、要項の中身について論点の整理に沿って説明をしたいと思っております。

まず、業務の質ですが、要項の3ページを御覧いただきたいと思っております。

これは各省庁と大体横並びを取って、似たような規定にさせていただいております。満足度に関しては利用者に対するアンケートにおいて、お手元のこの資料は5段階と書いてございますけれども、済みません、これは間違いでして、「満足」「やや満足」「やや不満足」「不満足」の4段階でアンケートをしまして、「やや満足」以上が7割以上というのを1つの基準とさせていただいております。

品質に関しては、これも各省庁と同じような規定になってございまして、業務委託をした管理・運営業務の不備に起因するさまざまなトラブルが基本的にゼロであるというのを基準とさせていただいております。

その次に入札参加資格。5 ページでございます。

これも内閣府から出された標準例とか、あるいは各省庁の横並びとほぼ同じようにしてございます。それで資格の審査はA、B、Cという分類がありますが、当省の規定で政府調達に関わるものについてはA、Bということになってございまして、したがって本件についてはA、Bとさせていただいております。

済みません。この資料はちょっと間違っております。大変恐縮ですけれども、5 ページの5の(4)、「A」、B、又はCのいずれか」となっておりますが、これは「A」、又は「B」の間違いでございますので、訂正方はよろしくお願ひしたいと思ひます。

それから、落札者決定ですけれども、一応、内部に評価委員会を設けるといふふうに考へてございます。構成メンバーは基本的に細かい評価と、それから、これまで基本的には私どもの入札事務の延長でいろいろ知見もございまして、基本的には私どもが評価をしますが、外部有識者については私どもの評価の後にそれを見ていただくという形で考へたいと思ひてございます。

今の段階ではどういふ形にするか、まだ考へ、検討中でございますので、本要項へ具体的な記載、評価委員会の設置は書かせていただいておりますが、具体的に第三者をどういふふうに入れるかは記載していないという形にさせていただきたいと思ひます。

それから、落札者の決定方法でございますが、これは8 ページに基礎点(50点)、加算点(最高95点)ということ除算方式を取るといふことで書いてございまして、大体、基礎点に対して2倍弱ぐらいが妥当ではないかと考へてございまして、他省の例を見つつ、このような配点、配分にさせていただいたといふことでございます。

済みません。大変恐縮ですけれども、以上でございます。

○小林副主査 ありがとうございます。では、ただいまの御説明につきまして御質問、御意見をお願いいたします。

○逢見副主査 それでは、この別館が改修工事中であるということですが、24 ページ、25 ページに従来の実施に関わる情報開示があつて、委託費の内訳といふことで、これはそうすると別館はどういふ形になっておりますか。

○高橋課長 昨年度から工事に入つてございまして、昨年と今年は供用停止なので、逆に19年度は別館が稼働して、それに準じた業務委託をしていたものですから、ここの情報開示の最新データにつきましては平成19年度のものにさせていただいているといふことでございます。

というのは、20年度は当然のことながら、例えば清掃、警備にしてもその分、面積が少なくなつてございまして、その分、縮減した形で予算を立てて業務委託の額を立てているものですから、ちょっと参考にならないといふことで、19年度、直近といふことで記載をさせていただいているといふことでございます。

○逢見副主査 そうであれば、注記のところ平成20年度については別館が工事で使用で

きないために、委託費の内訳を開示することができなかったとか何か、そういうふうに入れておけばいいのではありませんか。

○高橋課長 わかりました。それは全く問題ないので、了解いたしました。

○事務局 実施要項の本文にはその注記の方もありますけれども、こちらの情報開示の資料の方にもその注記の方は記載するようにしたいと思います。

○逢見副主査 それから、4ページの「品質の維持」の3)でその他の中断はどんなことが想定されているのでしょうか。

○高橋課長 3)でございますか。

○逢見副主査 はい。

○高橋課長 これは例えば受付業務を今度、警備の一環としてお願いすると。このスキームに入れる予定なのですが、不審者をスルーさせてしまったりして、中に入ってきてしまったというのは、1つ、典型的に考えられるのかなと考えてございます。

○逢見副主査 過去にそういうことはあったのですか。

○高橋課長 ございませんが、まさにイレギュラーのようなことでそうなっては困るということで、それが一番大きなことなのかなと考えてございます。

御存じのとおり、学校にいろいろ不審者が入ってきたとか、そういうことが何年か前にありましたので、そういうのが一番懸念されることなのかなと考えてございます。

○逢見副主査 その前の人身事故、物損事故は過去にはあったのですか。

○高橋課長 業務委託をした者の不備ということでは、記憶及び記録の限りでは特段ございません。直近では研修生がトレーニングマシンでけがをしたというのがございますが、それは自己責任ということですので、大きな記録の限りではそういうのがありますけれども、委託業者の問題によるというのは記録及び記憶の限りではございません。

○小林副主査 さっきの不審者が入ってきてという想定というか、不審者が入れないような、何かそういう警備の体制になっているというのが前提なのですか。だから、だれ彼でも、その他、例えば門、ゲートが閉まっていて、そこにだれも用のない人が入れないような状況になって閉鎖的になっているというのが常態、普通の状態であるということですか。

○高橋課長 そうです。私どもは入り口は今までは別館側にも通用口があったのですが、基本的には改修後は表玄関1か所にすると。物の搬入とか、臨時の場合のみ職員が行って、別館側の通用口をあけるといって形にしていまして、基本的には表玄関1か所ということになっております。

今、受付で必ずどんな人でも来た方には名前を書いていただいて、どこでも同じですが、札を付けてもらうという対応をしていますので、1か所集中管理と申しますか、そういう形でやっておりますので、そこにきちっといさえすれば、外から物理的に窓を破って入ってきたというのであれば、それはちょっと防げませんが、そういうことで基本的に1か所を見ていけばそういうことはないと考えてございます。

○小林副主査 というのは、つまり管理・運營業務の不備に起因するところの責任

をどうするのか。だから、前に不審者の事故があったように、そういう損害の発生が通常の管理・運営業務の不備のために生じたのか、それとも、今、何かいろんなものすごい事件が起こっていますから、そういうところまで見なければいけないという責務を課しているのかと。

例えばこのことについて聞かれたときに、今のような不審者が入ってきたという御説明をされると、民間事業者はそこのところのリスクをどこまで取ればいいのかということを考えるのではないかと思ったのです。

○高橋課長 要するに受付業務ですから、必ずいてチェックをしていただきたいということなので、結局、不審者と言うとあれですが、そのチェックを経ないでうろうろしないようにしてほしいということでございます。

そのために例えばわけもわからず、その不審者自身は別にそれほど大きな意図はなかったとしても、たまたま受付にいないので中に入って、研修をやっているところに入らと入って、それがために研修に何らかの影響が出ていると。それほど危害を加えようという意図ではなくても、そういうことはあると思いますので、一応、そういうのも書かせていただいたということでございます。

○逢見副主査 あと、入札参加資格のところですが、これはCがなくなって、A、Bのいずれかということですね。

○高橋課長 はい。

○逢見副主査 これはもう統一資格、全省統一だから、これは機械的にそういうことになるということですか。Cは機械的にはじかれると。

○高橋課長 厳密に詳しく申し上げますと、物品の購入とか役務の提供とか、それごとにその資格も含めて内規でA、B、C、どこまで認めるかということが決まっております。本件につきましては明確にWTO上の政府調達に当たるものですから、その場合の規定は当省の場合、それはAとBということになってございまして、したがって当省の規定によってBまでということにさせていただいているということでございます。

○逢見副主査 それから、7ページの「評価の決定」の部分で評価委員会については外部有識者も入れる方向ということですね。

○高橋課長 基本的に当所から率直に申し上げますと、全部、有識者で構成するということは考えておらず、基本的には私どもは今でも競争入札で日々の業務の知見をもとに、これまでの競争入札の評価も、勿論、今は額ですけれども、入札事務はやってきていますので、基本的にその延長で職員、関連するユーザーたる研修を企画する人間も入れた形で基本的に判断をしまして、それを見ていただくという形が一番いいのかなと考えてございます。

○逢見副主査 そうすると、評価委員会のメンバーは外部は入れないということですか。

○高橋課長 その入れるときの入れ方ですが、基本的に私どもで整理をしたものを最終的に見ていただくというのをどう書くかの問題で、もともとオブザーバーという形なのか、

それとも委員という形になるのか、わかりませんが、そこはちょっと研究をした上で考えたいと考えてございます。

○小林副主査 その書きぶりが、「この評価は研修所に設置される評価委員会において行うものとする」と書かれていると、書きぶりとしては何か本当にその研修所の内部の人たちが決めてしまうというように読めるではありませんか。

だから、そこに客観性、公平性ということを入れる必要があるとすれば、先ほど、少し御説明のときに最初は内部の評価委員会でやるけれども、その公平性の担保は外部有識者を入れたチェックを行うというコメントがあったと思いますが、そういうのを入れないと今までの実績ベースがやはり重視されてしまうのではないかと。何かそういう印象を与えてしまうのではないかと思うのです。

だから、客観性、公平性といったところをちょっと工夫しなければいけないのではないかと思うのですが。

○高橋課長 わかりました。基本的にはまさに委員がおっしゃったように、外部有識者によるチェックをしていただくという形で記載したいと考えます。こういうお話です。ここはそういう形で検討をさせていただきたいと思います。

○逢見副主査 既に民間委託をしているところで、やっているところが何か有利になるような印象を与えてはいけません。やはり、その客観性、公正性がある落札者を定めるのだというものが何かの形で示される方がいいと思います。

○高橋課長 わかりました。

○逢見副主査 御検討をお願いしたいと思います。

○小林副主査 よろしいですか。事務局から何か確認すべきことはありますか。

○事務局 それでは、先ほどの御指摘の方を踏まえまして、20年度を入れない理由についてきちんと注記をして、あとは評価委員会の部分の方で外部有識者に見ていただくという部分についての記述ぶり、この部分については経済産業研修所の担当の方とやりとりをさせていただいて、委員の先生に御相談をさせていただきたいと思います。

それで次の段階ですが、この部分について委員の先生に御相談をさせていただいた後にパブリックコメントの方に進む予定なのですが、次の方はパブリックコメントの方に進ませていただいでよろしいでしょうか。

○小林副主査 いいと思います。もう一つ、さっき、事前打合せのときにちょっと確認し忘れたことがありました。先ほど、今、耐震をやっていると言って、施設としてはかなり古いわけですね。

○高橋課長 はい。別館の方が。

○小林副主査 別館の方が古いのですね。それで、そのときに例えば何か施設の中の破損などがあったときに、その負担についての記載は、ここにそのリスクテイクというか、その修繕とかそういうことに関する記載はここの中にありますか。

○高橋課長 建物のですか。

○小林副主査 例えば何か床が壊れてしまうとか、よくわかりませんが、何かはがれてしまうとか、そういうことがあったときにその修繕とか、そういうのは。

○高橋課長 ですから、それは物損については確か、済みません、ちょっと大部にわたるのであれですが、どこかにそれに類する規定があるのではないかと思います。

○逢見副主査 5 ページでしょうか。これはちょっと気になっていました。5 ページの(6)の③で「法令変更による増加費用及び損害の負担」となっていますが、その下を見ると1)から3)までありますけれども、これは損害のことについて触れていないのではないかと。

○高橋課長 ここではそうです。済みません。ちょっと別のところに、どこかにあると思いますが、にわかにはわかりません。物損ですね。

基本的には一般の損害賠償ということになるかと思いますが、基本的にはそちらが適用になるということだろうと思います。この規定は一般的な標準例とか各省の例を参考にしたのですが、第三者に対する国家賠償云々というのはありますが、特に本体自体についてそこまで細かくは決まっていけないので、当然、一般的にそこは損害賠償ということになるのだろうと思います。

○逢見副主査 12 ページの 11 でしょうか。これは契約、これは賠償責任ということですね。これは一般的な。

○佐久間事務局長 9 ページと 10 ページにかけて事業者が使う場合の話が書いてあります。

○高橋課長 そうですね。

○佐久間事務局長 ただ、これは一般に単純に掃除をしているときに壊してしまったというようなことは入っていませんね。

○高橋課長 ありませんけど、これはあえて言うと、10 ページの 9 の(3)の②でしょうか。

○小林副主査 「損害を与えた場合」ということですか。「報告し、事業者の負担において修復等を行うものとする」と。事業者が損害を与えたわけではなくて、研修を受けている人がやった場合は、それはその人が負うとか。

○高橋課長 研修員が何らかの物損を起こした場合については、当然、これとは別に研修員がしかるべく損害賠償の対象になるかと思いますが。

○事務局 実際、昭和 44 年築の古い建物もありますので、その建物が古いことに起因する、床がはがれるとか、そういった部分はあるかと思いますが、その部分については今回の業務委託をする部分とは別な扱いになってくるかと思いますが、その辺の民間事業者のリスク分担の部分については確かに記載の方向もあるかとは思いますが。

それは検討をする余地があるかと思いますが、その部分についてもちょっと検討をさせていただければと思います。

○高橋課長 済みません。一言、申し上げますと、耐震改修補強工事ということで、耐震の対応と併せていわゆるリニューアルをするということですので、本館並みになるかどうか

かはわかりませんが、当然、今ある古いカーペットなども替えたり、壁もきれいにしたりしますので、その意味では古いからというのは本件についてはちょっと当たらないと思います。

○山西参事官 今の点につきまして、いろんな方も申し上げているとおり、国有財産としての施設を維持する責任と、民間事業者が委託を受けて仕事をする場合に法律上の善管注意義務を果たしていなかったら損害を受けるというのは全く別個の問題でございまして、いずれにしても、どのように考えることができるのか、もう一度、再検討をさせていただきたいと思います。

○小林副主査 お願いいたします。では、事務局、よろしいですか。はい。

○佐久間事務局長 もうちょっと前に気が付くべきであったかもしれませんが、この2ページに業務に当たっての事業者に求める非常に有意義な観点が書き込まれています。「維持管理は予防保全を基本とすること」等々、ある意味、質に関わる非常に重要な指摘をされていますが、このことと30ページのあの評価のところ、ここがやや他の例と同じ、ある意味、非常に定型的な評価にされていて、この辺りのその評価がこういうところにその提案を求めているというところが、どういう提案を求めているかという観点は恐らく2ページのところに書き込まれていると思うのです。

それを十分反映したようなものが高く評価されるのだということが、せっかくこれだけいろいろと考えてやっていただいた割には、こういう観点が評価のところにも十分、考えに入れて評価されるのだという趣旨がどこかにあったらよろしいのではないかと。

恐らく、先ほどの専門家の評価、アドバイスを受けるような場合にも、こういう観点でチェックをしていただきたいといったようなことを入れられるのではないかと思いますので、その辺、事業者もせっかくこれだけいろいろ考えていただいたのを心にとめて提案をしていただけるようにしていただいたら、よりよい提案が出てくるのではないかと思いますので、そこはちょっと工夫をしていただけたらよろしいのではないかと思います。

○小林副主査 今の事務局長の御意見は、例えばこの加点項目とか基礎点のところ、こういう観点を入れ込んだつくり込みをしなければいけないということでしょうか。そういう理解でよろしいでしょうか。

○佐久間事務局長 問題はそこまで丁寧に評価項目をつくるということをおやりになるか、それとも、専門家のアドバイスでこういう観点はちゃんと入れてもらうということにするか、その辺はどのような事務体制で評価をするかによります。

一時的に専門家を評価委員会に入れて評価をするということであれば、こういうのをここに盛り込んでいただいて、それでそういう観点でやるのだというのを入れてもよろしいかと思います。

先ほどのようなやり方ですと、職員さんにそこまで評価できるかという、多分、そこがなかなか難しく、こういう観点を入れながら評価をやり、それをまたちゃんと専門家に見てもらいますというような具合の方がバランスがとれているのかなという気はい

たします。

○小林副主査 この部分、2ページの部分と、それから品質の維持の部分。多分、品質の維持の部分でそういう発生回数がないかどうかということとこの部分はリンクしていて、こういうことをやっていればこんなことは起こりませんということが前提になっていると思うのです。

けれども、これのこの書きぶりだと、この2ページの部分と品質の維持の部分は何か断絶してしまっているような、余りリンケージがないようなふうに読めてしまうということがあると思うのです。

だから、結果としてこういうことになりますというのは、こういうことを、業務を通じてこんなことを気を付けていただくとこういうことが達成されますというようなつながりだと思ふのです。

だからそこは工夫で、今、事務局長がおっしゃったように、その部分を専門家の知見を入れて評価をしていただくということも必要でしょうし、この品質の維持のサービス水準の部分はちょっと連携するような形で何か工夫できないかとは思いましたが、それはちょっと相談をしていただいて、できる限りやっていただければいいのではないかと思います。

ありがとうございます。では、この実施要項（案）につきましては次回の審議で議する方向で調整を進めたいと思ふので、経済産業研修所におかれましては本日の審議や今後実施していただく予定の意見募集の結果を踏まえて、引き続き御検討をいただくようお願いいたします。

○高橋課長 わかりました。

○小林副主査 また、先生におかれましては、本日、質問できなかった事項、確認したい事項がありましたら、事務局にお寄せください。事務局において整理をしていただいた上で各委員にその結果を送付していただきます。

では、本日はありがとうございます。

○高橋課長 どうもありがとうございました。

○小林副主査 では、本日の入札監理小委員会はこれで終了いたします。

では、事後打合せを行いますので、傍聴者の方は退室をお願いします。